

2020年3月19日

下田ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の取り扱いについて

当社は、全国的な新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、一時的にガス料金の支払いが困難となるお客さまに対しガス料金のお支払期限の延長措置を決定いたしました。

概要は以下のとおりです。

1. 対象のお客さま

当社の都市ガス、プロパンガスをご利用いただいているお客さまで、公的支援「生活福祉資金貸付制度」の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま

2. 対象の料金

2月検針分と3月検針分で、お支払い期限が3月25日以降のもの

3. 延長期間

お支払い期限から1カ月間

4. お申し出先

総務グループ

- 【電話番号】 0558-22-1321
- 【受付時間】 9:00～17:00（平日のみ）
- 【受付開始日】 2020年3月25日（水）

以上